

標準報酬月額決定方法の見直し

年金を受取る権利のある60歳から64歳までの従業員が
定年の前に退職、あるいは定年制がない会社で退職後に
 継続再雇用※された場合でも

再雇用された月から 再雇用後の給与に応じた

標準報酬月額に変更できるようになりました。

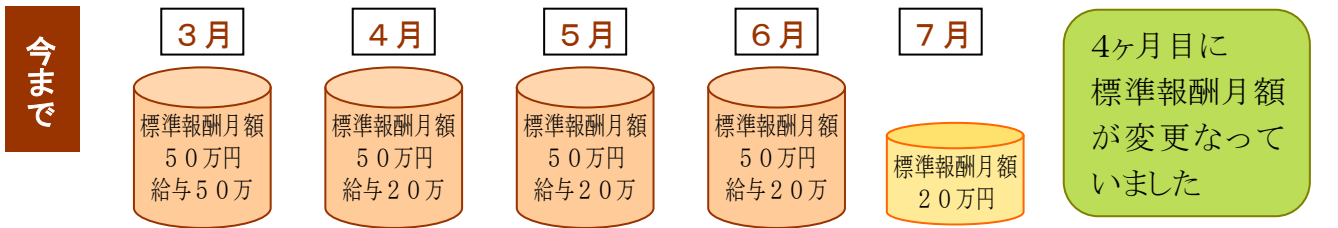
※年金受給権者で退職後1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることが条件です。

★今までは★

- 随時改定で**4ヶ月目**に変更になっていました。
- **定年の定め**がある場合に特例が認められていました。

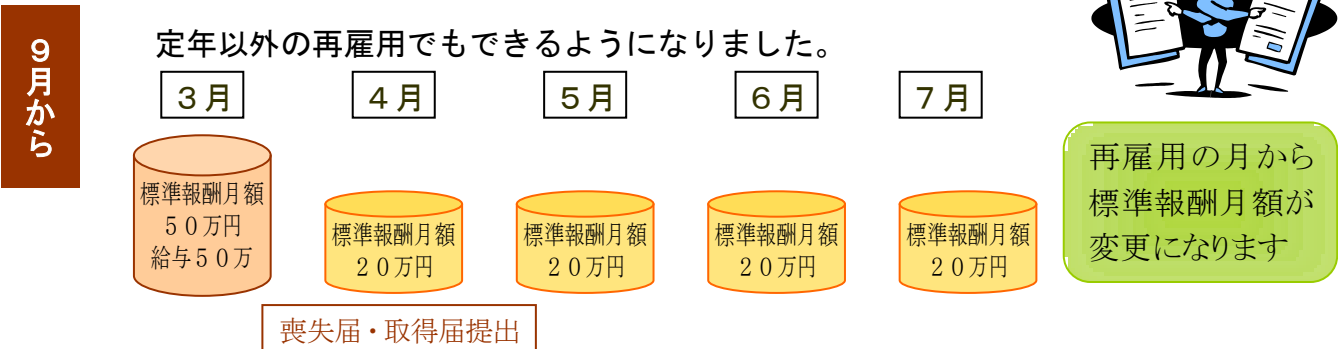
例

定年になる前、あるいは定年制のない会社で 3月31日に退職し、4月1日に再雇用され、給与が50万円から20万円になった場合



特例

定年制のある会社で、定年により退職し継続再雇用した場合に、喪失届と取得届を同時に提出すると下記 ↓ の取扱ができました。



厚生年金保険料率が変わります

平成22年9月分からの保険料率は

160.58/1000

会社と本人負担で折半

80.29/1000

厚生年金保険料率は、毎年0.354%引き上げられます。(平成29年まで)

今回、改定された厚生年金保険の保険料率は

平成22年9月分 (同年10月納付分) から

平成23年8月分 (同年9月納付分) までの

保険料を計算する際の基礎となります。

全国労働衛生週間

心の健康維持・増進

全員参加で

メンタルヘルス

10月1日～7日

(準備期間 9月1日～30日)

労働者の健康管理や職場環境

の改善を行い、労働者

の健康の確保を図り

しましょう。

